

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 児童買春等について

(1) 職員 南区 市立中学校 教諭 (40代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年10月28日(土)、当時14歳の女子中学生に対し、3万円の対償を供与して、みだらな行為をし、もって児童買春をした。これにより、令和6年2月28日(水)に逮捕され、同年3月19日(火)に起訴された。

このほか、複数の女子高校生などに対して同様の行為をするとともに、その様子を盗撮した。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

2 ストーカー行為について

(1) 職員(当時の所属) 南区 市立中学校 学校用務員 (30代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、知人女性に対する好意の感情を充足する目的で、令和4年7月下旬から令和5年1月まで、令和5年4月から同年6月21日(水)までの計約9か月にわたって、当該女性の承諾を得ず、自動車にGPS機器を繰り返し取り付け、位置情報を取得するストーカー行為をした。

このうち、当該女性の自宅駐車場で3回GPS機器を取り付けた行為について、令和6年3月28日(木)に罰金30万円の有罪判決を受けた。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 重村、服務指導係長 井手、赤木
電話：711-4813 (内線：3664)